

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 外務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （地方消費税）	
要望項目名	次期戦闘機の共同開発を効率的に推進するために日英伊で設立する予定の国際機関による物品の輸入に伴う税制上の所要の措置の新設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 次期戦闘機の開発について2022年12月、日英伊3か国による共同開発事業である「グローバル戦闘航空プログラム（GCAP: Global Combat Air Programme）」が発表された。GCAPを実施するにあたり、効率的な協業体制を構築するため、日英伊間で国際機関を国際約束により設立する予定である。</p> <p>・ 特例措置の内容 日英伊で設立する国際機関が公用のために輸入する物品について地方消費税を免除するための所要の措置を講じることとしたい。</p>	
関係条文	<p>・ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項第二号</p> <p>・ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十三条第五項</p> <p>・ 地方税法第七十二条の七十八第一項</p>	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 F-2の退役が始まると想定される2030年代中盤以降、我が国周辺国の装備品等の近代化及び戦略の変化に対応し、我が国の上空及び周辺空域での航空優勢の確保とともに、各種航空作戦の遂行に必要な能力の確保をもって、我が国に対する侵攻への実効的な抑止力及び対処力に資するために次期戦闘機を開発する。</p> <p>(2) 施策の必要性 次期戦闘機の開発について2022年12月、日英伊3か国による共同開発事業である「グローバル戦闘航空プログラム（GCAP: Global Combat Air Programme）」が発表された。これは、日英伊の優れた技術を結集し、共通の機体を開発することにより、開発コストやリスクを最大限分担しつつ、将来にわたって我が国の航空優勢を確保できる戦闘機を共同開発するものである。 GCAPを実施するにあたり、効率的な協業体制を構築するため、政府側は国際約束に基づく国際機関を、企業側は民間統合組織を設置することにより、現在各国政府が個別にプライム企業と結んでいる契約の大部分を、本国際機関とこれに対応する企業体の契約に一元化し、効率化する必要がある。本国際機関は、民間統合組織との契約行為の主体となる他、GCAPの管理等を行うことが想定される。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	「外務省における政策評価の基本計画」（令和5年3月8日策定）を実施するために定められている「令和5年度外務省政策評価実施計画」において、次のとおり位置付けられている。 基本目標Ⅱ：分野別外交 施策Ⅱ—1：国際の平和と安定に対する取組 2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策
	政策の達成目標	F-2の退役が始まると想定される2030年代中盤以降、我が国周辺国の装備品等の近代化及び戦略の変化に対応し、我が国の上空及び周辺空域での航空優勢の確保とともに、各種航空作戦の遂行に必要な能力の確保をもって、我が国に対する侵攻への実効的な抑止力及び対処力に資するために次期戦闘機を開発する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	いずれの国が本部又は支部の設置国になる場合も、各国の拠出金で運営される本国際機関について、本部又は支部の設置国のみが、共通の利益に資するべき拠出金から利益を得ることのないよう、公用のために輸入する物品に係る税の免除を規定することは、政策手段として有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	令和6年度概算要求において、以下を防衛省において検討中。 ○ 次期戦闘機の共同開発機関への拠出金（40億円） 次期戦闘機の共同開発を効率的に推進するために日英伊で設立する予定の国際機関に対し、運営資金を拠出。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算は、国際機関の運営に必要な資金を拠出するものであり、本措置とともに、国際機関の設立・運営のために所要の措置をとるものである。
	要望の措置の妥当性	我が国に所在する国際機関の本部・事務所に対しても、類似の免除が与えられている例がある。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今般初めて要望するもの。